

【図表4】特例制度を使った先導的な取組の構想イメージ

めざす教育	特例対象規定	文科省提示のモデルケース
グローバル人材育成 ミネルバ大学*2の国内版をイメージ。既存の国内サテライト施設なども活用して、国内の複数地域を周りながら、国際的視野を育む。	第32条第5項 「遠隔授業の60単位上限」の緩和を申請	モデルケース① 同時双方向型オンライン授業を活用 ▶国内複数地域、および海外留学先でフィールドワークを行い、地方での社会課題解決に必要な国際性、地域性、課題発見力・解決力を育てる。 ▶「各国・地域の学生が現地から参加し、発表・協議を行う演習」「各国・地域に滞在中の学生も参加するメインキャンパスでの講義」等の遠隔授業を実施。
成長分野の人材育成 成長分野（データサイエンス、カーボンニュートラル等）に強みを持つ大学と連携。先方大学の科目を自学の科目とみなし、より多様な教育を提供する。	第19条第1項 「授業科目の自ら開設の原則」の緩和を申請	モデルケース② 学修の多様化・深化×大学間連携 ▶文／理、一般／専門教育を問わず多様な科目を提供し、学生の科目選択の幅を広げる。 ▶連携先の大学の科目を連携開設科目と位置付け、卒業要件となる修得単位数に算入する（大学等連携推進法人、複数大学設置法人の枠組みは使わない）。
地方創生 距離の離れた複数大学が連携し、「国内交換留学」のようなしくみを創設。学生を派遣し合い、各地域で関係人口（地域と多様にかかわる人々）を増やす。	第32条第5項 「遠隔授業の60単位上限」 第19条第1項 「授業科目の自ら開設の原則」の緩和を申請	モデルケース①②を併用 ▶「各地域の学生が現地から参加し、発表・協議を行う演習」「各地域に滞在中の学生も参加するメインキャンパスでの講義」等の遠隔授業を実施。 ▶「留学」先の大学の科目を連携開設科目と位置付け、卒業要件となる修得単位数に算入する（大学等連携推進法人、複数大学設置法人の枠組みは使わない）。

*文科科学省「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査（令和5年度）について」（2023年）を参考にBetween編集部にて作成

【図表5】特例制度の申請スケジュールイメージ

年	2024 (R6)				2025 (R7)				2026 (R8)
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春
学部等の設置を伴わない	申請 (3月)	審査	認定						取組開始 (4月)
	特例制度の申請は取組開始の遅くとも1年前を目安に								
学部等の設置を伴う	申請 (3月～9月)			審査	認定				取組開始 (4月)
					申請 (3月)	審査	認可 (8月)		学部等開設 (4月)
特例制度の申請は設置認可申請の半年～1年前を目安に									

*文科科学省「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査（令和5年度）について」（2023年）を参考にBetween編集部にて作成

Q. 特例制度の対象は？

A. 12の規定が対象、学位プログラム単位での申請・認可が必要。

まず、文科大臣に申請して認められると適用される特例対象規定は【図表2】の条項に限定される。この中から1つ、または複数を指定して申請する。申請は学位プログラム単位で、申請した期間内に限って特例が認められる【図表3】。期間を区切るのは、文科省が設置基準の改善に向けて検証を行うためだという。【図表4】は、文科省が示した想定モデルケースだ。めざす教育実現に向け、遠隔授業の単位上限を緩和し、国内外を移動しながら遠隔授業をフル活用して学ぶケース①、授業科目を自学で開設する原則を緩和し、他大学の科目を大幅に取り込むケース②がある。モデルケースに沿った計画は審査が簡易化されるため、準備期間の短縮が期待できる。

これらの例を頭に入れたうえで各大学が行いたいのは、制約がなければ何をしたいのか、アイデアを広げることだろう【図表1】。「特例を申請しなくても実質的には総授業数の概ね4分の3までは遠隔授業にできるし、他大学の授業を取り込むには大学等連携推進法人制度もある」（宮林氏）。申請あり

*2 アメリカの私立大学。特定のキャンパスを持たず、学生が世界7都市を移動しながら遠隔授業を受講する特徴的な教育で知られる

【図表1】特例制度設置の経緯と、設置を受けて大学がすべきこと

改正前	審議まとめでの提言	改正後
複数大学による共同教育課程等、特定の課程を除き、設置基準上の規定について特例を認める制度は存在せず。	「大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する」	第57条(要旨) 先導的な取組と、適切な内部質保証や情報公表等を行っているとして文科大臣が認めた大学は、大学設置基準の一部の条項(特例対象規定)について、条項の範囲外の取組を認める。

何をすべきか？

- 新基準や常識を抜きにして、挑戦してみたい教育の案出しをする。
- 新基準の範囲でも可能な案と、可能でない案に仕分けする。
- 仕分けの結果、新基準下では難しいが、やってみたい案があれば申請する。

*文科科学省「令和4年度大学設置基準等の改正について～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」(2022年)を参考にBetween編集部にて作成

【図表2】特例対象規定

条項	内容
第19条第1項	授業科目の自ら開設の原則
第22条	1年間の授業期間
第28条・第29条第2項・第30条第4項	単位互換等の60単位上限
第32条第5項	遠隔授業の60単位上限
第32条第6項	連携開設科目に係る30単位上限
第37条・第37条の2	校地・校舎面積基準
第41条第3項	学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く
第42条の8	入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定
第45条第1項から第3項まで	共同学科に係る卒業要件の単位修得要件
第47条・第48条	共同学科に係る校地・校舎面積
第52条第2項・第54条第1項・第2項	国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件
第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項	共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積

*文科科学省「令和4年度大学設置基準等の改正について～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」(2022年)を参考にBetween編集部にて作成

【図表3】特例対象となる組織等、期間等

対象組織等	学位プログラム単位で申請(学部、学科、課程又は学部以外の基本組織が最小単位) ※大学院は対象外 ※新設大学は、対象外(認証評価の適合認定が要件のため)、新設学部等は申請可能 ※複数大学等での連携による共同申請可能	対象期間	大学等が申請し、認定された期間(上限なし)
		対象規定	【図表2】参照
		申請期間	2023年度以降は随時受付 ※2022年度は第一次、第二次の締切があった

*文科科学省「令和4年度大学設置基準等の改正について～学修者本位の大学教育の実現に向けて～」(2022年)や同省Q&Aを参考にBetween編集部にて作成

Q. 特例制度の目的は？

A. 先導的な取り組みの促進と、今後の設置基準改正の参考材料。

本制度の「特例」は、「設置基準外の取組の認定」を指す【図表1】。文科省が挙げる目的は2つ。1つは、「基準によらない先導的な取組の促進」。型にとらわれない発想で、新たな教育モデルを手掛ける大学を後押しする。もう1つは、「今後の大学設置基準改善のため」。今般の改正も、実質、一部の大学の先導的な取り組みの「追認」という側面もあり、補助金はないが、新しい教育を試すには有用な制度だ。しかし、申請件数は*1現状3件。大学の注目度は高いとは言えない。そもそも改正項目自体で大幅な規制緩和がなされているため、特例を活用するまでには至らない大学が多いのかもしれない。一方で、申請に前向きな大学もある。「新設予定のデジタル・グリーン学部では、本学が現在扱っていない分野の科目も必要。他大学のDX・GX関連科目を自学で受講させるとなれば、申請検討の余地がある（共愛学園前橋国際大学）。「柔軟なアイデアが許容される新設置基準の、象徴のような制度。学長、副学長が有効な活用方法を模索している」（神田外語大学）。

*1 2024年1月時点

特例制度とは？

文科省に聞く!

一大学設置基準改正の狙いは?

学修者本位の教育への転換と社会に開かれた質保証システムを重視する従来の改正の流れを引き継ぎながら、最低限の水準を厳格に担保しつつ、「客観性、わかりやすさ」「学修／教育成果の可視化のしやすさ」「先導性、制度運用の柔軟性」を向上させることが狙いです。少子化、デジタル化等の社会変化、また入学者の多様化に対応するために、各大学は自学の教育を不断に見直し、新たな形に展開させていくことと思います。新設置基準は、そうした各大学ならではの取り組みを、これまで以上に実現しやすくするものです。

一基準改正で大幅に規制が緩和されたのに、さらに自由度を高める「特例制度」を設けた理由は?

設置基準は、高等教育への社会ニーズを考えたときに、全大学が満たすべき基準です。つまり「規制緩和」は、将来の社会変化に大学が対応するには、それだけ柔軟な対応が必要であろうという判断でもあります。それでも、より先進的な改革で社会の期待に応えようとするれば、基準が足かせになることもあるでしょう。内部質保証を確立したうえで、時代に応じて教育を大きく変えたいという大学の声を反映して、特例制度を設けました。

一部の基準の緩和により優れた事例が生まれ、その事例に汎用性があるならば、現基準に改善の余地があると言えます。特に遠隔授業についてはコロナ禍以降急速に広まったこともあり、今後の設置基準改正の参考となる事例の誕生に期待しています。

【図表8】認定後に提出すべき2種の報告書

報告書	頻度・時期	備考
実施状況報告書	年1回、毎年度の終了後3か月以内	Webサイトで公表している場合はそのURLでも可
教育効果検証報告書	認定期間中1回、終了後3か月以内	報告書を作成し文科大臣に提出

※記載事項等は、第1サイクルの申請状況を踏まえ、運営委員会で審議、決定

文部科学省 高等教育局
大学教育・入試課 法規係長

森岡 文子

もりおかふみこ ●2019年文部科学省入省。研究振興局振興企画課学術企画室、科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室などを経て、2023年より現職。



一申請や問い合わせの状況は?

意向調査では、申請予定52校、今後検討が400校と、一定の関心を確認できました【図表7】。一方、2024年1月現在で申請3件、問い合わせが4件なのは、まだ制度の理解や具体策の検討が進行中であるほか、補助金が出ないことも影響しているのかもしれませんが。特例制度は大学自身がめざす教育研究を実施しやすくするための恒常的な制度であり、補助金により国からスポット的に予算を割くことはなじまないと考えています。なお、申請中の3件は、大学と改善・修正のやり取りをしているところで、認定の可否や時期は未定です。

一全国の大学にメッセージを。

設置基準は、大学が大学としての機能を果たすための必須条件です。基準に沿って取り組みを見直すことにより、自学の社会におけるポジションをあらためて位置付けるきっかけにしてほしいと思います。その過程で、基準を超えた取り組みが必要になれば、特例制度の活用をお勧めします。Zoomによる相談や、直接ご説明に伺うこともできます。よくわからない、興味があるという段階でも、ご遠慮なくお問い合わせください。

【図表7】特例制度の意向調査結果

意向	計	大学	専門職大学	短期大学	高等専門学校
2022年度申請予定	5	4	0	0	1
2023年度以降2～3年のうちに申請	47	44	0	2	1
今後検討(時期未定)	400	301	7	63	29
なし	236	142	2	78	14
計(回答率)	688(59%)	491(62%)	9(60%)	143(46%)	45(79%)

調査期間：2022年11月30日～2023年1月31日 回答数：688件

*【図表7、8】文部科学省「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査(令和5年度)について」(2023年)を参考にBetween編集部にて作成

撮影 / 亀井宏昭

Q. 認定後すべき事は?
A. 学則変更、2種の報告書作成。
 特例制度の適用に伴う取り組みが自学の既存の学則にそぐわない場合、学則変更の手続きを行う。文科省に対しては、「実施状況報告書」「教育効果検証報告書」を提出する必要がある【図表8】。状況の記録、効果測定の計画立案を進めたい。両書類に記載すべき内容は、今後、運営委員会から発表される予定だ。
 認定後に計画を変更する際は、文科省に届け出る。変更範囲が、取り組み対象の学位プログラムや特例対象規定に及ぶ場合、再審査を受ける。取り組み中に期間延長を申請する場合も再審査となる。

Q. 申請・認定の要件は?
A. 2つの要件がある【図表6】。
 ①の機関要件は、質保証、情報公表、健全な運営を求められるもの。申請対象の学位プログラムだけでなく、大学全体として満たしていることを書面で説明する。
 ②の取り組み自体の要件は、目的、内容、計画、先進性などが問われる。中教審大学分科会に設置された特例制度の運営委員会が審査し、内容によって面接審査や、改善点等の指摘・書類再提出の工程を挟む場合もある。先進的と認められる取り組みの基準はないため、先のモデルケースを参照し、事前相談を活用するとともに、認定事例が出た際は内容に注目したい。

【図表6】特例の認定に必要な2つの要件まとめ

①機関としての要件

要件	詳細
<input type="checkbox"/> 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること	内部質保証の体制整備について、自学のWebサイト掲載情報等を提出。認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘と対応状況も提出
<input type="checkbox"/> 教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	「教学マネジメント指針」の情報公表事項の例を参考に、特に積極的に行っている情報公表の内容を記載
<input type="checkbox"/> 申請日の直近の認証評価において適合認定(分野別認証評価を除く)を受けていること	
<input type="checkbox"/> 申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと ①法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと ②財政状況が健全でなくなったこと ③教育条件・管理運営が適正に欠けに至ったこと	①役員等の個人の法令違反のうち業務に関連するもの、労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象／一時的な基準違反で改善等が認められれば欠格事由としない ②修学支援新制度における「経営要件」を満たさない状態 ③不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定

*文部科学省「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査(令和5年度)について」(2023年)や同省Q&Aを基にBetween編集部にて作成

②先導的な取組に係る要件(申請計画書の記載事項)

確認1 記載すべき内容が明らかにされているか	確認2 記載項目横断的に確認するポイント	
申請目的	※大学等が養成しようとする人材の在り方等に照らし、先導的な教育の実施により期待される効果に触れつつ、目指すべき姿を明らかにして記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 当該大学等の人材養成の目的と、本取組による先導的な教育内容とが整合的か。 <input checked="" type="checkbox"/> 本取組は、申請目的を達成するのに必要十分な内容か。
先導的な教育を行う学部等	※先導的な教育を行う学部等の名称を記載すること。当該学部等が複数にわたる場合は、当該学部等の名称を全て記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 本取組による先導的な教育内容と規制緩和の内容とが整合的か。
先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	※特例対象規定の条項(例：大学設置基準第32条第5項)を記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 本取組の内容は、具体性・継続性・教育の質の確保の観点から、妥当か。 <input checked="" type="checkbox"/> 本取組の内容は、円滑かつ確実に実施されると見込まれるか。(実現可能性があるか、本取組の基礎となる教育改革の取組などはあるか)
先導的な教育の実施内容	※大学等が行おうとする先導的な教育について、教育課程編成の基本的な考え方のほか、授業科目や教育活動の概要、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点から、具体的に記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 本取組の内容は、先進性、他大学等への波及可能性があるか。(他大学等を牽引する先駆的なモデルと言えるか)
先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠	※先導的な教育の実施が、申請目的を達成する上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であり、大学の教育研究水準の向上に資することを具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和が、先導的な教育を行う上で、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的であることを具体的に記載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成目標の設定方法・内容は、明確かつ妥当か。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	※先導的な教育の実施について、あらかじめ、学生募集の際に適切に周知や在学生に対する丁寧な説明を行うことや、実施後も学生からの意見聴取や相談受けの仕組みを整備すること等の配慮措置を具体的に記載すること。 ※特例対象規定の規制緩和に対する学生保護の観点も記載すること。	
実施予定期間	※「期間」だけでなく「始期」及び「終期」も記載すること。 ※学部等の設置認可の申請を予定している場合には、開設希望年度とともにその旨を記載すること。	
先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	※あらかじめ、検証の実施に係るスケジュールのほか、教育効果・成果の測定方法、測定指標等を掲げること。 ※可能な限り定量的な達成目標を設定すること。 ※先導的な教育の取組に係るPDCAサイクルを機能させるための考え方(内部質保証)を記載すること。	

*文部科学省「大学設置基準等における教育課程等に係る特例制度の申請・審査(令和5年度)について」(2023年)を基にBetween編集部にて作成

Q. 申請スケジュールは?
A. 取り組みの1年前までに申請。
 申請は随時受け付け。審査期間は申請内容によるが、文科省は遅くとも取り組み開始1年前の申請を求める【P. 27図表5】。加えて申請前の*3事前相談を勧めている。新規に設置する学部等の場合は、特例制度と設置認可、それぞれの申請が必要だ。学部新設の場合、設置認可申請の半年～1年前まで(2026年度新設の学部であれば、2024年9月まで)に特例制度に申請する。
 なお、認定前でも、直接的な学生募集行為(募集要項の配布等)を除けば、*4広報は行ってよい。

*3 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/web_soudan.html
 *4 特例制度に申請中であり、内容に変更があり得ることを明確に示す必要がある